

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市旭町二丁目一八番地、最後の住所北海道苫小牧市緑町一丁目二七番一五〇四号 被相続人 亡 高松 鉄雄 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

事務所北海道苫小牧市表町二丁目一番一四号王子不動産第3ビル三階大谷和広法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南二条西四丁目三番地、最後の住所札幌市厚別区厚別町上野幌八二二番地グリーンホーム厚別 被相続人 亡 細川 幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

札幌市中央区北二条西二丁目四マルホビル五階 松本法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市売市一丁目一番地二七 最後の住所青森県八戸市売市一丁目一番二八号 被相続人 亡 吉田ミヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

青森県八戸市十三日町一ヴィアノヴァ六階 弁護士法人青森リーガルサービス 八戸シテイ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市高柳字皇檀ケ原一四〇番地四、最後の住所宮城県名取市高柳字皇檀ケ原一四〇番地の四 被相続人 亡 森屋 正己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号ハルシユタツビル五一A菅野淳一法律事務所 相続財産清算人 弁護士 菅野 真光

本籍秋田県由利本荘市島海町小川字戸坂三一番地、最後の住所秋田県由利本荘市東島二丁目四番三三(セレスト)二一三〇二号室 被相続人 亡 千田 顕彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

秋田県由利本荘市給人町四〇番地二第二MKビル二階三三三 相続財産清算人 弁護士 平野 一史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪三丁目二番地、最後の住所山形県酒田市北今町一番二二号 被相続人 亡 鈴木 豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号 相続財産清算人 弁護士 新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市後台七〇四番地、最後の住所茨城県ひたちなか市大字高野二四三三番地の六二柏野一―二―一―二 被相続人 亡 井上美保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

茨城県水戸市五軒町二丁目四番一六号 相続財産清算人 司法書士 仁平 由香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡嵐山町大字志賀二二三番地三二、最後の住所埼玉県蓮田市大字黒浜二八〇三番地一ロータスパークC二〇一号 被相続人 亡 西村 信二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日 埼玉県川口市東川口一丁目一四番一〇号アネットワークス東川口五二階東川口法律事務所 相続財産清算人 弁護士 峯野 哲也

本籍埼玉県富士見市関沢三丁目一四番、最後の住所埼玉県富士見市関沢三丁目一四番一八号 被相続人 亡 黒田 隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇えり美ビル二階おおい総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 平岡 直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目二一〇八番地、最後の住所埼玉県上尾市大字瓦葺一九八八番地三 被相続人 亡 大竹 智広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―二―二四小峰ビル四階つばき法律事務所 相続財産清算人 弁護士 守田 芳浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区辻二丁目一九〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻二丁目二〇番一〇号 被相続人 亡 菊地 潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一―七浦和チカラビル四階浦和法律事務所 相続財産清算人 弁護士 水口 匠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市市上布施七四七番地二、最後の住所千葉県いすみ市市上布施七四七番地二 被相続人 亡 永石 利弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

事務所千葉県千葉市中央区富士見二丁目三番一〇号塚本大千葉ビル六階 東葉総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 伊藤 愛彦

本籍千葉県千葉市川市市川南一―九―二三京業住設市川ビル五階弁護士法人リバーシテイ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

本籍千葉県千葉市市川市市川南一―九―二三京業住設市川ビル五階弁護士法人リバーシテイ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市市川市市川南一―九―二三京業住設市川ビル五階弁護士法人リバーシテイ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

本籍千葉県千葉市市川市市川南一―九―二三京業住設市川ビル五階弁護士法人リバーシテイ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市市川市市川南一―九―二三京業住設市川ビル五階弁護士法人リバーシテイ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

本籍千葉県千葉市市川市市川南一―九―二三京業住設市川ビル五階弁護士法人リバーシテイ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市市川市市川南一―九―二三京業住設市川ビル五階弁護士法人リバーシテイ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

第11期決算公告

令和8年6月17日 北海道苫小牧ときわ町3丁目7-5

上田建設株式会社

代表取締役 上田 直人

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科目 (Category), 金額(千円) (Amount in thousands of yen), and 純資産及び負債部 (Net assets and liabilities section). Rows include 流動資産 (Current assets), 固定資産 (Fixed assets), 流動負債 (Current liabilities), 固定負債 (Fixed liabilities), and 純資産 (Net assets).